

令和2年7月

六戸町農業委員会総会議事録

期 日 令和2年7月10日

場 所 六戸町役場2階大会議室

六戸町農業委員会総会

- 1 場 所 六戸町役場 2階大会議室
- 2 開会日時 令和2年7月10日(金)午後3時00分
- 3 閉会日時 令和2年7月10日(金)午後3時45分
- 4 出席委員(14名)

1番 田 中 誠 委員	2番 齋 藤 正 委員
3番 新 山 秀 男 委員	5番 金 沢 幸 弘 委員
6番 木 村 喜 和 委員	7番 古 里 厚 子 委員
8番 小野寺 邦 男 委員	9番 久 田 伸 一 委員
10番 四 木 俊 一 委員	11番 砂 渡 精 一 委員
12番 附 田 京 子 委員	13番 沖 澤 勝 委員
14番 渡 辺 耕 一 委員	15番 金 淵 盛 一 委員
- 5 欠席委員(1名)
4番 松 嶋 清 治 委員
- 6 会議に付した案件
町議案
報告第11号 農地法第3条の3の規定による届出書の受理について
報告第12号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告第13号 農地の転用事実に関する照会について
報告第14号 農用地利用配分計画の認可に関わる通知について
議案第9号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第10号 六戸町農用地利用集積計画(案)について
議案第11号 農地利用状況調査に伴う非農地の承認について
県議案
議案第2号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
- 7 会議録署名委員
13番 沖 澤 勝 委員 14番 渡 辺 耕 一 委員
- 8 会議事件の説明及び職務のため出席した職員
事務局長 高 橋 宏 典 事務局次長 鈴 木 博 文
事務局主査 川 村 徹 朗
- 9 書 記
事務局主査 川 村 徹 朗

【 開会 午後3時00分 】

事務局 定刻となりましたので、これより令和2年6月29日告示招集いたしました令和2年7月六戸町農業委員会総会を開催いたします。

起立願います。

よろしく願います。

着席願います。

それでは、六戸町農業委員会会議規則第6条により定足数に達しておりますので、総会が成立することを報告します。

会長より挨拶をお願いします。

会長 挨拶（省略）

事務局 業務報告及び業務計画について、高橋局長より説明いたします。

事務局長 資料に基づき業務報告（省略）

事務局 六戸町農業委員会会議規則第8条により会長が総会の議長となり議事を整理することとなっておりますので、よろしく願います。

議長 出席委員は定数に達していますので、総会は成立いたしました。

只今より、令和2年6月29日告示招集されました令和2年7月六戸町農業委員会総会を開会いたします。

本日の欠席委員は、4番 松嶋 清治委員です。

議長 これより本日の会議を開きます。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

お諮りします。

議事録署名委員は議長において指名することにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

議長 ご異議なしと認め、議長より指名いたします。

13番 沖澤 勝 委員、14番 渡辺 耕一 委員を指名します。

参与には高橋事務局長以下各職員、書記には川村主査を任命します。

次に、会期の決定を行います。お諮りします。総会の会期は本日1日限りとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

議長 ご異議なしと認め総会の会期は本日1日限りと決定いたしました。
六戸町農業委員会会議規則第11条（法律第24条）の確認については、議案第9号、議案第10号で、3番 新山 秀男 委員が該当しますので、議案審議前に退席することになります。

それでは、町案件の審議に入ります。
報告第11号について事務局から報告をいたします。
事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第11号「農地法第3条の3の規定による届出書の受理について」ご説明いたします。
農地法施行規則第21条の規定により、別紙のとおり相続等による権利取得の届出書を受理したので報告するものであります。
（説明省略）

議長 報告についてご意見ございませんか。

～なしの声あり～

議長 意見がないようですから、報告第11号を報告済みといたします。

次に報告第12号について事務局から報告をいたします。
事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第12号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」ご説明いたします。
農地法施行令第22条第1項の規定により別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告するものであります。
（説明省略）

議長 報告についてご意見ございませんか。

10番 11番のように農地中間管理機構の貸借を解約した場合に何かペナルティ等はあるの
四木委員 でしょうか。

川村主査 所有者が農地中間管理機構に農地を貸し付けることにより、補助金を受け取っている場
合に、所有者の自己都合により解約を行うと所有者に対して補助金の返還を求められ
ます。本件については補助金は絡んでいないので、特に問題はありません。

13番 12番ですが貸借期間が満了したということでしょうか。
沖澤委員

川村主査 貸借期間はまだ残っていましたが、所有者が自ら耕作するとのことで解約となります。

議 長 他にありませんか。

～なしの声あり～

議 長 意見がないようですから、報告第12号を報告済みといたします。

次に報告第13号について事務局から報告をいたします。
事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第13号「農地の転用事実に関する照会について」ご説明いたします。
青森地方法務局十和田支局から別紙土地の転用事実に関する照会があったので、現地調
査の結果に基づき別紙のとおり回答したので報告するものであります。
(説明省略)

議 長 報告について、ご意見ございませんか。

～なしの声あり～

議 長 意見がないようですから、報告第13号を報告済みといたします。

次に報告第14号について事務局から報告をいたします。
事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第14号「農用地利用配分計画の認可に係る通知について」ご説明いたします。
農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定により、農用地利用配分計画
の認可に係る通知を受けたので報告するものであります。

(説明省略)

議 長 報告について、ご意見ございませんか。

～なしの声あり～

議 長 意見がないようですから、報告第14号を報告済みといたします。

議案審議前に、委員の皆さまが現地確認をしておりますので、その結果について代表の委員より報告をお願いします。

(古里委員説明)

代表委員による報告が終わりましたので議案審議に入ります。

議案第9号を上程する前に、3番 新山 秀男 委員が会議規則第11条に抵触しますので、退席します。

(新山委員退席)

議 長 それでは、議案第9号を上程いたします。
事務局から提案理由の説明をいたします。
事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第9号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」ご説明いたします。
農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求めるものであります。
(説明省略)

議 長 事務局の説明が終わりましたので、質疑を受けます。
質疑ありませんか。

10番 41、42、43番は受け手が同じ人で、1町歩以上の農地を贈与受けるとのことですが
四木委員 どのような経緯でしょうか。

川村主査 受け手の方が、元々借りて耕作していた土地で、所有者の方が非農家であり無償で構わないので、土地を譲り受けて欲しいと申し出があったそうです。

議 長 他にありませんか。

～なしの声あり～

- 議 長 質疑がないようですから、質疑を終結してよろしいですか。
これより議案第9号を採決いたします。
お諮りいたします。
本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

- 議 長 ご異議なしと認めます。
よって議案第9号は承認することに決定いたしました。

議案第9号の審議が終了しましたので、3番 新山 秀男 委員の入室を求めます。
(新山委員入室)

議案第10号を上程する前に、3番 新山 秀男 委員が会議規則第11条に抵触します
ので、退席します。
(新山委員退席)

- 議 長 議案第10号を上程いたします。
事務局から提案理由の説明をいたします。
事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第10号「六戸町農用地利用集積計画(案)について」ご説明いたします。
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、六戸町農用地利用集積計画
(案)を別紙のとおり作成したので、六戸町長に対して農用地利用集積計画を定めるよ
う要請することの承認を求めるものであります。
(説明省略)

- 議 長 事務局の説明が終わりましたので質疑を受けます。
質疑ありませんか。

～なしの声あり～

- 議 長 質疑がないようですから、質疑を終結してよろしいですか。
これより議案第10号を採決いたします。
お諮りいたします。
本案は原案のとおり要請することにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第10号は要請することに決定いたしました。

議案第10号の審議が終了しましたので、3番 新山 秀男 委員の入室を求めます。
(新山委員入室)

次に、議案第11号を上程いたします。
事務局から提案理由の説明をいたします。
事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第11号「農地利用状況調査に伴う非農地の承認について」ご説明いたします。
農地法第30条第1項の規定に基づく農地利用状況調査において荒廃農地と判断された土地について、非農地の承認を求めるものであります。
(説明省略)

議 長 事務局の説明が終わりましたので質疑を受けます。
質疑ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 質疑がないようですから、質疑を終結してよろしいですか。
これより議案第11号を採決いたします。
お諮りいたします。
本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第11号は承認することに決定いたしました。

次に、県議案第2号を上程いたします。
事務局から提案理由の説明をいたします。
事務局の説明を求めます。

事務局長 県議案第2号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」
ご説明いたします。
農地法施行令第15条第1項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求めるものであります。
(説明省略)

議長 事務局から説明が終わりました。

事務局からの説明が終わりましたので、質疑を受けます。
質疑ありませんか。

9番 3番の場所はどこでしょうか。
久田委員

川村主査 (場所について説明。)

議長 他にありませんか。

～なしの声あり～

議長 質疑がないようですから、質疑を終結してよろしいですか。
これより県議案第2号を採決いたします。
お諮りいたします。
本案は、原案のとおり許可相当とすることにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

議長 ご異議なしと認めます。
よって県議案第2号は許可相当とすることに決定いたしました。

議長 以上をもちまして、六戸町農業委員会7月総会を閉会いたします。
お疲れ様でした。

【 閉会 午後3時45分 】